(四)　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　植物防疫法の改正により検疫検査の対象となった物品を、保税地域外に置くことができる貨物に追加することとした。（関税法施行令第二五条関係）

3　知的財産侵害物品の認定手続において、輸入者が争う旨を申し出ない場合に、権利者等に証拠提出等を求めることなく侵害該否の認定を行う手続の対象に、特許権、意匠権等に係る輸入差止申立てが受理された貨物を追加することとした。（関税法施行令第六二条の一六等関係）

4　保税蔵置場の許可手数料等に係る初月分の納付期限を許可等の日から二〇日以内に緩和する等の規定の整備を行うこととした。（税関関係手数料令第九条関係）

5　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和五年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

6　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加等を行うこととした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（財務省）

1　国際関係の緊急時にロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、期限を一年延長することとした。（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする電気式の照明用又は信号用の機器等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（厚生労働省）

1　母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金について、配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもののうち、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付を受けていない者であって、その者の前月の所得に一二を乗じて得た額が、その者の所得税法に規定する扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が同月の末日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の表の第二欄に定める額未満であるものが、この資金の貸付けを受けようとしたときから一年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金を加えることとした。（第三条第七号及び第三一条第七号関係）

2　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三二六万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、四八九万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

3　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一六三万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

4　専修学校に就学する児童であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金及び父子修学資金並びに専修学校に就学する寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資金の貸付金額の限度を五万二、五〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号ニ、第三一条の五第三号ニ及び第三六条第三号ニ関係）

5　母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金の貸付金額の限度を一〇万五、〇〇〇円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、三四万円）に引き上げることとした。（第七条第六号、第三一条の五第六号及び第三六条第六号関係）

6　母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金（知識技能を習得している期間及び1の期間を除く。）の貸付金額の限度を一〇万八、〇〇〇円に引き上げるとともに、生活安定貸付期間に係る母子生活資金及び父子生活資金の貸付金額の合計額の限度について、二五九万二、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第八号、第三一条の五第八号及び第三六条第八号関係）

7　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三一万円に引き上げることとした。（第七条第一二号、第三一条の五第一二号及び第三六条第一二号関係）

8　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、令和三年四月一日から令和五年三月三一日までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対しては、当該受給資格者が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において六月以上修業する場合に支給することとされているところ、これを令和六年三月三一日まで延長することとした。また、当該受給資格者に係る母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給要件についても、同様に延長することとした。（附則第七条関係）

9　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一六二号）（厚生労働省）

1　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。
